ＭＩＮＡＴＯビジョン策定支援業務委託事業候補者募集要項

１　目的

現行の港区基本構想は平成 14 年に策定されましたが、目標年次である 10 年ないし 15 年後を既に経過していることを踏まえて見直す必要があります。港区基本計画の計画期間の終期である令和９年４月から開始できるよう、これまで別冊であった港区基本構想と港区基本計画・港区実施計画を統合し、新たな総合計画として「ＭＩＮＡＴＯビジョン」を策定します。

策定に向けて、令和７年度は学識経験者による検討会議や区民参画組織を設置して 2040 年代の区の将来像を描き、令和８年度は将来像の実現に向けた政策・施策を立案し、素案を公表した後、区民意見を踏まえてビジョンを決定します。

策定にあたっては、行政計画に関する専門的知識や経験のほか、効果的に区民意見を引き出し、港区ならではの将来像を創り上げるファシリテーション技術や、港区に係る全ての人々に伝わるように形のない将来像をコンテンツ化するスキルなど、ビジョンの策定に必要となる技能を総合的に有することが不可欠です。実績はもとより、区の新たなビジョンの策定支援を高度に実現することができる意欲的な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

２　業務概要

（１）件名

ＭＩＮＡＴＯビジョン策定支援業務委託

（２）業務内容

ＭＩＮＡＴＯビジョン策定に向けた、社会情勢や区民意識調査等の分析、区民参画組織の運営、港区の将来像のコンテンツ化に向けた構成・デザイン提案など、ＭＩＮＡＴＯビジョンの策定に係る支援業務委託の支援業務。

※詳しくは、【別紙１】仕様書（案）及び【参考資料】ＭＩＮＡＴＯビジョンの策定に向けた方向性を参照してください。

（３）履行期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

（４）事業規模

２９，７９０，０００円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

３　参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」といいます。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該

当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

（１）港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当する者でないこと。

（３）経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

（４）港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年７月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（５）港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（６）区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とはなりません。

（７）【別紙１】仕様書（案）に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（６）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙２】ＭＩＮＡＴＯビジョン策定支援業務委託事業候補者選考基準を参照してください。）。

４　選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表	令和６年 12 月 27 日（金）から
募集要項に対する質問受付期限	令和７年 1 月 14 日（火）午後５時まで
質問一斉回答	令和７年 1 月 17 日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和７年 1 月 28 日（火）午後５時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和７年２月 17 日（月）までに結果通知発送
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和７年２月 26 日（水）午前

第二次審査結果通知	令和７年３月４日（火）までに結果通知発送
契約手続き	令和７年３月中旬以降
業務委託開始	令和７年４月１日（火）

５　配布書類等

（１）公表場所

区ホームページから閲覧及びダウンロードしてください。

（２）公表日

令和６年 12 月 27 日（金）から

（３）配布書類

プロポーザル実施関係

① 募集要項
② 【別紙１】仕様書（案）
③ 【別紙２】ＭＩＮＡＴＯビジョン策定支援業務委託事業候補者選考基準
④ 【参考資料】ＭＩＮＡＴＯビジョンの策定に向けた方向性

提出資料関係

① 【様式１】質問書
② 【様式２】参加表明書兼参加資格審査申請書
③ 【様式３】共同事業体構成書
④ 【様式３－２】共同事業体協定書兼委任状
⑤ 【様式３－３】委任状
⑥ 【様式４】事業者概要及び業務実績
⑦ 【様式５】業務従事予定者の経歴及び専任性
⑧ 【様式６】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
⑨ 【様式７】企画提案書①
⑩ 【様式８】企画提案書②
⑪ 【様式９】企画提案書③
⑫ 【様式 10】プロポーザル参加辞退届

６　質問書の受付・回答

（１）受付期限

令和７年１月 14 日（火）午後５時

（２）受付方法

提出する場合は、【様式１】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13　担当・連絡先」までメール又はＦＡＸで提出してください。提出後、未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

（３）回答方法

令和７年１月 17 日（金）に、全ての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の

内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

７　企画提案書等の提出

（１）提出受付期間

令和７年１月17日（金）から令和７年１月28日（火）
午前８時30分～午後５時（土・日・祝日を除く）
※来庁の前日までに電話、メール又はＦＡＸで時間予約してください。

（２）提出先・提出先

〒105－8511　　港区芝公園１－５－25
港区役所　４階　企画経営部企画課企画担当
TEL　03-3578-2091

（３）提出方法

来庁の上、直接担当へ提出してください。

（４）提出資料

①　物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
※複数事業者の場合は、全者提出すること。
※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

②　【様式２】参加表明書兼参加資格審査申請書

※③～⑤は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出。

③　【様式３】共同事業体構成書
④　【様式３－２】共同事業体協定書兼委任状
⑤　【様式３－３】委任状
⑥　加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類
※該当する場合のみ提出。【別紙２】ＭＩＮＡＴＯビジョン策定支援業務委託事業候補者選考基準参照。
⑦　【様式４】事業者概要及び業務実績
※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。
⑧　【様式５】業務従事予定者の経歴及び専任性
⑨　【様式６】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
⑩　【様式７】企画提案書①
⑪　【様式８】企画提案書②
⑫　【様式９】企画提案書③
⑬　【任意様式】見積書

（５）提出部数

ア　提出資料①から⑥　　１部
イ　提出資料⑦から⑬　　正本１部、副本８部

※提出資料⑦から⑬は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。**正本１部は表紙に事業者名を記入し、副本８部については事業者名を記入しないでください。**また、**全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等**

を記入しないでください。

ウ　提出資料データを格納したＣＤ－Ｒ等　正本及び副本データ各１枚

※ＣＤ－Ｒ等表面には会社名及び正・副を記入してください。

（６）留意事項

ア　資料はＡ４サイズ、文字サイズは 11 ポイント以上とし、様式ごとの作成枚数は片面印刷１枚とします。ただし、「（４）提出資料」⑦様式４及び⑧様式５については、件数に応じて複数枚作成することを可とします。

イ　補足資料（任意資料）は、「（４）提出資料」⑨様式６から⑫様式９について、Ａ４サイズ片面印刷で各２枚まで添付できます。規定の記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

ウ　正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

８　業務候補者の選考と審査

【別紙２】ＭＩＮＡＴＯビジョン策定支援業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

９　提案にあたっての注意事項

（１）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となり、参加が認められない場合があります。

①　提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

②　記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③　虚偽の内容が記載されているもの

④　本要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合

（２）本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

（３）提出書類等の返却はいたしません。

（４）提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

（５）質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

（６）提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

（７）選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、区は無条件でその使用権を持つものとします。

（８）企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。

（９）区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

（10）参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式10】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10　その他

（１）プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報、資料及びその他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

（２）プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
（３）プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表・使用することはできません。
（４）本業務への参加申込事業者が１者の場合であっても、各審査を実施します。
（５）プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
（６）メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
（７）公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止することがあります。
（８）業務委託に要する費用は、令和７年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
（９）区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第６号）第 39 条の２の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
（10）虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11　選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第５条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12　開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物として、同法第 18 条第３項第３号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13　担当・連絡先

〒105-8511　港区芝公園１-５-25
港区企画経営部企画課企画担当 草野（区役所４階）
電　話：03-3578-2091　ＦＡＸ：03-3578-2034
メール：kikaku@city.minato.tokyo.jp